

- 一 「ゴナU」「ゴナM」という写真機用文字は、見易さ、見た目の美しさとは別に、書体それ自体として平均的一般人の審美感を満足させる程度の美的創作性を持つ程度には至っていないとして、その著作物性を否定し、
- 二 「ゴナU」「ゴナM」が過去の書体と比べて特有の特徴を備えているとはいえないこと、被告書体は「ゴナU」「ゴナM」と比べて些細とはいえない形態上の相異があること、被告らがそっくり模倣したとはいえないこと等からして、被告らの不法行為の成立も否定した事例

大阪地裁平五(ワ)二五八〇・九二〇八、ゴナ事件、平九・六・二四判決  
(判タ九五六・二六七)

参照条文 著作権法二条・一〇条、民法七〇九条、文学的及び美術的著作物の保護  
に関するベルヌ条約

### 事案の概要

原告Xは写真植字機及びこれに使用する書体等の製作販売等を業とする株式会社であるが、タイプフェース・デザイナーAに委託して製造した書体「ゴナU」をAから一切の権利を譲り受けた上

で昭和五〇年に写真植字機用文字盤に收容して商品化し、さらに同五八年に「ゴナU」のウエイトを変更してXが製作した書体「ゴナM」を同じく写真植字機用文字盤に收容して商品化し、さらに同六一年には「ゴナU」及び「ゴナM」をFDに收容して商品化し、現在に至っている。他方、Y<sub>1</sub>は平成元年から「新ゴシック体U」又は「新ゴシック体L」という商品名の一組の書体を記録したFDを製造販売し、Y<sub>2</sub>は「新ゴシック体U」又は「新ゴシック体L」を搭載した写真植字機用文字盤を製造してY<sub>1</sub>と共に販売している。Xは、「新ゴシック体U」は「ゴナU」を「新ゴシック体L」は「ゴナM」をそれぞれ複製したものであるとして、Y<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>を提訴した。

判決の要旨〔棄却〕

一 書体の著作権法による保護

① Xは、書体に著作権による保護を与えても、字体の使用は自由であるから、何ら文字の独占になるわけではなく、他の人が表現の自由を奪われるということはない旨主張する。しかし、右のような要件を満たさない書体までが一般的に著作物として保護されることになれば、言語の著作物を印刷により出版することが一般的である今日、出版された言語の著作物を複製によって利用する場合、当該言語の著作物の著作権者の許諾だけではなく、印刷に使用された書体の著作権者の許諾をも受ける必要がある。また、出版された言語の著作物自体は著作権による保護の対象とならないもの（著作権法一三条）であるときでも、使用された書体の著作権者の許諾を受ける必要があることになり、著作権の存続期間が長期にわたることもあって、言語の

著作物の利用に対する重大な支障になることは明らかであり、著作物等の「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図」るという著作権法の目的(一条)に反することにもなるといわなければならない。

② ゴナは、従来から印刷用の書体として用いられていた種々のゴシック体を基礎とし、それを発展させたものであって、「従来のゴシック体にはない斬新でグラフィカルな感覚のデザインとする」とはいうものの、「文字本来の機能である美しさ、読み易さをもち、奇をてらわない素直な書体とする」というコンセプトの下に制作されたというのであるから、従来からあるゴシック体のデザインからそれほど大きく外れるものではなく、別紙目録(三)(ゴナU)及び同(四)(ゴナM)記載の各書体のデザインに徴しても、その本来の情報伝達機能を發揮するような形態で使用されたときの見易さ、見た目の美しさとは別に、当該書体それ自体として美的鑑賞の対象となり、これを見る平均的一般人の美的感興を呼び起こし、その審美感を満足させる程度の美的創作性を持ったものというには未だ至っていないという外ない。したがって、ゴナは、現行著作権法上美術の著作物として著作権の保護を受けるものということはできない。

## 二 ベルヌ条約の解釈

Xは、現行の著作権法が制定される際の国会審議において担当の政府委員は、著作権法の保護対象が原則的にベルヌ条約で定める著作物と内容的には同様であること、同条約は応用美術を著作物として保護するが、その応用美術の著作物として保護するものの範囲等、すなわち意匠法等との関係についての立法的法律は各加盟国に委ねられていること、各国の例として応用美術は著作権法又

は意匠法のいづれかで保護されていることを示し、応用美術について美術工芸品を保護の対象にすることを明らかにするとどめた理由として、染色図案等専ら工業用の意匠及びひな型として使用することを目的とするものについては意匠法による保護との関係が問題になると説明したのであり、このようにベルヌ条約で保護の対象とされている応用美術のうち、我が国において意匠法による保護の与えられないものについて著作権法により保護されないということは全く考えられていから、書体が美術の著作物として保護されるのは当然である旨主張する。

しかし、ベルヌ条約は、保護を受ける「文学的及び美術的著作物」として応用美術の著作物を掲げるが（二条(1)項）、「応用美術の著作物及び意匠に関する法令の適用範囲並びにそれらの著作物及び意匠の保護の条件は、第七条(4)の規定に従うことを条件として、同盟国の法令の定めるところによる。」（二条(7)項）と規定しており、応用美術の著作物に関する法令の適用範囲及び応用美術を著作物として保護する条件については基本的に締約国の国内法の定めるところに委ねていたのであり、応用美術のうち意匠法による保護の与えられないものはすべて著作権法により保護されるものとすとの趣旨であるとは解されない。そして、本件のようなタイプフェイスとしての書体が美術の著作物といえないことは前示のとおりである（著作権法二条二項にいう「美術工芸品」にも該当しないことが明らかである）。

### 三 民法不法行為の成否

① しかしながら、ゴナのように著作権法による保護を受けられない書体であっても、それが真に創作的な書体であって、過去の書体と比べて特有の特徴を備えたものである場合に、他人が、

不正な競争をする意図をもって、その特徴ある部分を一組の書体のはほぼ全体にわたってそっくり模倣して書体を制作、販売したときは、書体の市場における公正な競争秩序を破壊することは明らかであり、民法七〇九条の不法行為に基づき、これによって被った損害の賠償を請求することができる余地があるというべきである。

② 以上によれば、新ゴシック体は、形態がゴナとかなり似ている文字が少なからず存在し、Yらが新ゴシック体の制作に当たりゴナを参考にしたことが窺われるものの、新ゴシック体の制作に当たり小塚及び森を中心とするスタッフがゴナを手元においてこれを模倣したとの事実を直接認定できるだけの証拠はなく、ゴナは、そのデザインコンセプト自体からして基本的に従来のゴシック体の形態を踏襲するものであって、それから大きく逸脱しない書体を目指したものであり、あくまでその枠内において「グラフィカルな感覚のデザインとする」ことを追求した書体であるということができ、したがって、ゴナと同じ範疇に属するゴシック体の書体を制作した場合、ある程度ゴナと似た書体になることは避けられないといふべきところ、Xがそのデザインコンセプトを採用した結果として従来のゴシック系の書体と大きく異なる特徴であると主張する各点も、文字のふところを広くとり、かつ仮想ボディをいっばいに使用し可能な限り最大に字面をとってデザインされているとの点がゴナの制作前から時代の推移に伴って次第に強調されてきている書体制作上の一般的傾向の延長上にあり、その主要な点がタイポス等のゴナ制作前に制作、発表されたゴシック体の範疇に属する各種書体にみられるものであるなど、ゴナに特有の特徴といふことはできず、また、新ゴシック体をゴナと対比しても、新ゴシック

体がゴナと共通していて、かつ（新ゴシック体が思想を継承したとYらの主張する）ツデイLとは異なると認められる点は、ゴナに特有の特徴とはいえないか、ゴナの一貫した特徴であるということ自体ができないのであり、反面、新ゴシック体とゴナの漢字の各部首には些細とはいえない形態上の相違があり、字数の少ない平仮名においても細部の差異とはいえない差異が少なからず存在するのであるから、ゴナが過去の書体と比べて特有の特徴を備えたものであるとは必ずしも言い難い上、Yらがゴナの特徴ある部分を一組の書体のほぼ全体にわたってそっくり模倣して新ゴシック体を制作、販売したとまでいうことはできず、したがって、冒頭の説示に照らし、Yらによる新ゴシック体の制作、販売につき不法行為が成立するということではきない。

上告審判決の要旨〔棄却〕

上告審……最高裁平一〇（受）三三二、平一二・九・七判決（民集五四・七・二四八一、裁時一  
二七五・一二、判時一七三〇・一二三、判タ一〇四六・一〇一、小橋馨・判評五一〇・  
三八、高部眞規子・ジュリ一二〇三・一二八、大家重夫・ジュリ臨増一二〇二・二七  
六、佐藤恵太・別冊ジュリ一五七・三〇）

参照条文 著作権法二条・一〇条

一 著作権法二条一項一号は、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、

美術又は音楽の範囲に属するもの」を著作物と定めるところ、印刷用書体がここにいう著作物に該当するためには、それが従来の印刷用書体に比して顯著な特徴を有するといった獨創性を備えることが必要であり、かつ、それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていなければならないと解するのが相当である。この点につき、印刷用書体について右の獨創性を緩和し、又は実用的機能の観点から見た美しさがあれば足りるとすると、この印刷用書体を用いた小説、論文等の印刷物を出版するためには印刷用書体の著作者の氏名の表示及び著作権者の許諾が必要となり、これを複製する際にも著作権者の許諾が必要となり、既存の印刷用書体に依拠して類似の印刷用書体を制作し又はこれを改良することができなくなるなどのおそれがある(著作権法一九条ないし二二条、二七条)、著作物の公正な利用に留意しつつ、著作者の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与しようとする著作権法の目的に反することになる。また、印刷用書体は、文字の有する情報伝達機能を發揮する必要があるために、必然的にその形態には一定の制約を受けるものであるところ、これが一般的に著作物として保護されるものとすると、著作権の成立に審査及び登録を要せず、著作権の對外的な表示も要求しない我が国の著作権制度の下においては、わずかな差異を有する無数の印刷用書体について著作権が成立することとなり、権利關係が複雑となり、混乱を招くことが予想される。

二 これを本件について見ると、原審の確定したところによれば、第一審判決別紙目錄(三)の書体を含む一組の書体(ゴナU)及び同目錄(四)の書体を含む一組の書体(ゴナM。以下、ゴナ

Uと併せて「上告人書体」という。）は、従来から印刷用の書体として用いられていた種々のゴシック体を基礎とし、それを発展させたものであって、「従来のゴシック体にはない斬新でグラフィカルな感覚のデザインとする」とはいうものの、「文字本来の機能である美しさ、読みやすさを持ち、奇をてらわない素直な書体とする」という構想の下に制作され、従来からあるゴシック体のデザインから大きく外れるものではない、というのである。右事情の下においては、上告人書体が、前記の獨創性及び美的特性を備えているということとはできず、これが著作権法二条一項一号所定の著作物に当たるということはできない。また、このように獨創性及び美的特性を備えていない上告人書体が、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約上保護されるべき「応用美術の著作物」であるということもできない。

上告審判決の解説

本件は写真機用文字に関する初めての上告審判決で、印刷用書体が著作物として認められる要件は、①従来の印刷用書体と比較して顕著な特徴を備えるという獨創性を具えていること、②それ自体が美的鑑賞の対象になりうる美的特性を備えていることであるといっています。そして、印刷用書体が獨創性、とりわけ美的特性を備えるということは通常はないことですから、この基準によれば写真機用文字が著作物と認められる場合というのは殆ど無いでしょう。

目録(一) (被告ら書体「新ゴシック体U」)  
 No. 10001~10200 漢字 No. 11001~11046 仮名

あ	い	う	え	日	一	十	二
11001	11002	11003	11004	11001	11002	11003	11004
お	か	き	く	大	人	三	会
11005	11006	11007	11008	11005	11006	11007	11008
け	こ	さ	し	国	年	中	本
11009	11010	11011	11012	11009	11010	11011	11012
す	せ	そ	た	東	五	時	四
11013	11014	11015	11016	11013	11014	11015	11016
ち	つ	て	と	出	上	円	同
11017	11018	11019	11020	11017	11018	11019	11020

目録(二) (被告ら書体「新ゴシック体L」)  
 No. 20001~20200 漢字 No. 21001~21046 仮名

あ	い	う	え	日	一	十	二
21001	21002	21003	21004	21001	21002	21003	21004
お	か	き	く	大	人	三	会
21005	21006	21007	21008	21005	21006	21007	21008
け	こ	さ	し	国	年	中	本
21009	21010	21011	21012	21009	21010	21011	21012
す	せ	そ	た	東	五	時	四
21013	21014	21015	21016	21013	21014	21015	21016
ち	つ	て	と	出	上	円	同
21017	21018	21019	21020	21017	21018	21019	21020

目録(三) (原告書体「ゴナU」)  
 No. 30001~30200 漢字 No. 31001~31046 仮名

あ	い	う	え	日	一	十	二
31001	31002	31003	31004	30001	30002	30003	30004
お	か	き	く	大	人	三	会
31005	31006	31007	31008	30005	30006	30007	30008
け	こ	さ	し	国	年	中	本
31009	31010	31011	31012	30009	30010	30011	30012
す	せ	そ	た	東	五	時	四
31013	31014	31015	31016	30013	30014	30015	30016
ち	つ	て	と	出	上	円	同
31017	31018	31019	31020	30017	30018	30019	30020

目録(四) (原告書体「ゴナM」)  
 No. 40001~40200 漢字 No. 41001~41046 仮名

あ	い	う	え	日	一	十	二
41001	41002	41003	41004	40001	40002	40003	40004
お	か	き	く	大	人	三	会
41005	41006	41007	41008	40005	40006	40007	40008
け	こ	さ	し	国	年	中	本
41009	41010	41011	41012	40009	40010	40011	40012
す	せ	そ	た	東	五	時	四
41013	41014	41015	41016	40013	40014	40015	40016
ち	つ	て	と	出	上	円	同
41017	41018	41019	41020	40017	40018	40019	40020

反訴被告書体目録 (ゴナM)

あ	い	う	え	亜	哀	愛	悪
お	か	き	く	握	圧	扱	安
け	こ	さ	し	案	暗	以	衣
す	せ	そ	た	位	困	医	依
ち	つ	て	と	委	威	胃	為

反訴原告ら書体目録 (ツディL)

あ	い	う	え	亜	哀	愛	悪
お	か	き	く	握	圧	扱	安
け	こ	さ	し	案	暗	以	衣
す	せ	そ	た	位	困	医	依
ち	つ	て	と	委	威	胃	為

図形／INTELLASSET事件

図形とその下方に横書きされた欧文文字「INTELLASSET」とからなる商標について、文字部分は、各文字が同一の書体・同一の大きさ・同一の間隔で表されており、パーソナル・コンピュータ用CPUのメーカーの著名な略称である「INTEL」は、文字列の中に埋没して客観的に把握されず、当該メーカーを連想・想起させるものではないから、物理的には当該メーカーの略称である「INTEL」を含むものであるが、商標法四条一項八号の「著名な略称を含む商標」には当たらないとされた事例

知財高裁平二二（行ケ）一〇〇七四／図形／INTELLASSET事件、平二一・一〇・二一

○判決

参照条文 商標法四条一項八号

事案の概要

原告Xは、東京都に所在する会社で、次の登録商標に係る商標権を有する者である。

登録商標

別紙1のとおり、図形と、その下方に横書きされた欧文文字「INTELLASSET」とか

らなるもの（以下、「本件商標」という。）

指定役務

第三五類「事業の管理、事業の管理又は運営に関するコンサルティング、経営の診断又は経営に関する助言及び指導、市場調査」その他

出願日

平成一四年六月一二日

出願番号

商願二〇〇四―三〇九六六

登録日

平成一五年三月七日

登録番号

商標登録第四六五一七六二号

他方、被告Yは、米国カリフォルニア州に所在する会社で、パーソナル・コンピュータ用CPUのトップ・メーカーである。このYが、平成二〇年三月六日、Xを被請求人として、本件商標に係る登録の無効を求めて特許庁に審判を請求したところ、同請求を無効二〇〇八―八九〇〇二四号事件として審理した特許庁は、平成二二年二月一〇日、「登録第四六五一七六二号の登録を無効とする。」との審決をした。審決の理由は、本件商標は、Yの著名な略称を含む商標であり、本件商標の登録出願に当たりYの承諾を得たものと認められないから、本件商標の登録は商標法四条一項八号に違反する、というものであった。

そこで、当該審決を不服とするXが、審決取消訴訟を知的財産高等裁判所に提起したのが本件である。Xが主張する審決取消事由を要約すれば、次のとおりである。

① 商標法四条一項八号の「著名な略称を含む」における「含む」は、単に物理的に「包含する」状態をもって足りるとするのは適切ではなく、その部分が他人の略称等として客観的に把握され、

当該他人を想起・連想させるものであることを必要とすると解すべきである。商標法四条一項八号の立法趣旨が他人の人格的利益の保護にある以上、他人の略称等が存在すると客観的に把握できず、当該他人を想起・連想できない場合は、そもそも保護すべき他人の人格的利益は存在しない。他人の略称が単に物理的に包含されるという理由だけで商標登録が阻却されるとすれば、例えば、「アンソニー」は、ソニー株式会社の略称「ソニー」を含むため商標登録を受けることができないことになる。

② Yは、マイクロプロセッサの製造に特化した企業であるが、本件商標の指定役務は「マイクロプロセッサ」の開発・製造とは何ら関連性がない。Xが本件商標の指定役務について本件商標を使用したとしても、これに接する需要者・取引者がYを連想・想起し、Yの人格的利益を害するとはいえない。そうであれば、Yの略称は、本件商標がその指定役務について使用された場合においてYの人格的利益を害するものであるとするに足る著名性を有するとはいえない。

③ 本件商標における文字部分に接する者は、「INTEL」は文字列の中に埋没しているとして、文字部分を一体的なものとして把握する。また、各文字が同一の書体・同一の大きさ・同一の間隔で表されている上、「INTEL」と「LASSET」が離れているとか、異なる大きさや字形の文字で構成されているなど、「INTEL」を分離して観察すべき理由も見当たらない。本件商標は、これに接する者に「INTEL」を想起・連想させるものではないといふべきである。

このように、Xは、本件商標は他人の著名な略称を含む商標には該当しない旨を主張した。

別紙1

別紙2



INTELLASSET

INTELLASSET  
GROUP

判決の要旨〔認答〕

他人の氏名や略称等を「含む」商標に該当するかどうかを判断するに当たっては、単に物理的に「含む」状態をもつて足りるとするのではなく、その部分が他人の略称等として客観的に把握され、当該他人を想起・連想させるものであることを要すると解すべきである。

そして、本件商標の文字部分が、黒色の活字体で大きく明瞭に、かつ各文字を同一の書体・同一の大きさ・同一の間隔で表されていることに照らすと、「INTELLASSET」の文字部分は外観上一体として把握されるとみるのが自然である上、「INTELLASSET」が日本においてな

じみのない語であり、一見して造語と理解されるものであつて、特定の読み方や観念を生じないと解される（本件商標中の図形部分を考慮しても同様である）。したがつて、Yの略称である「INTEL」は、文字列の中に埋没して客観的に把握されず、Yを想起・連想させるものではないと認めるのが相当である。

そうすると、本件商標は物理的にはYの略称である「INTEL」を包含するものの、「他人の氏名……の著名な略称を含む商標」（法四条一項八号）には当たらないといふべきであり、X主張の取消事由は理由がある。

解説

本件では、本件商標「INTELLESET」が、パーソナル・コンピュータ用CPUのメーカーとして世界的に知られているXの略称を含むものとして、商標法四条一項（以下、省略する。）八号に該当するか否かが争われています。この八号は、他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標は、当該他人の承諾を得ているものを除いて、商標登録を受けることができない旨を規定しており、人格権保護の規定と解されています。

本件では、八号にいう「著名な略称を含む」について、Xは、商標の中に著名な略称を単に物理的に包含する状態をもつて足りるとするのではなく、商標中の他人の著名な略称に当たる部分が他

人の略称等として客観的に把握され、当該他人を想起・連想させるものであることを必要とするを解すべきであるとしています。すなわち、本件商標のように、各文字が同一の書体・同一の大きさ・同一の間隔で表記されて、他人の著名な略称に当たる部分が文字列の中に埋没して、当該他人を想起・連想させるものでない場合は、「著名な略称を含む」には該当しない旨を主張しています。

ここで、別紙2のとよりの商標の構成が「INTELLASSET」の欧文文字と「GROUP」の欧文文字とを水平線を挟んで二段に横書きにしてなるもの（以下「INTELLASSET／GROUP」という。）について、裁判所は、「INTELLASSET」は「INTELL」と「ASSET」とを分けて認識させるものであり、これに接する者は「INTELL」はYの著名な略称「INTEL」を認識すると認められるから、「INTELLASSET／GROUP」は「著名な略称を含む」に該当するとしています（知財高裁平一九（行ケ）一〇一一三（平一九・二二・二〇判決）。）なおける「INTELLASSET」は、最初の「I」の文字と七番目の「A」の文字が、他の九文字よりも大きく表されています。これに対して、本件商標は、すべての文字のサイズが同一となっており、「INTELLASSET／GROUP」とは、構成態様上の相違があります。

本判決は、本件商標の構成態様について各文字が同一の書体・同一の大きさ・同一の間隔で表記されていることを指摘して、Yの略称である「INTEL」は、文字列の中に埋没して客観的に把握されず、Yを連想・想起させるものではないから、物理的にはYの略称である「INTEL」を含むものであるが、「著名な略称を含む」には当たらないとの判断を示しています。本判決にいう「文字列の中に埋没」とは、問題となる文字部分が他の文字部分と分離して把握することができないことを意

味するものと考えられます。したがって、例えば、商標を構成する各文字が同一の書体・同一の大きさ・同一の間隔で表記されているとしても、問題となる文字部分が他の文字部分の色彩とは異なる色彩で表されているような場合は、「文字列の中に埋没」には該当しないものと思われれます。